

東神楽町ふるさと納税返礼品提供事業者募集要領

1 目的

ふるさと納税制度による東神楽町（以下「本町」という。）への寄附の促進と、地元特産品の販売促進、観光PR、定住促進などの地域振興に繋げるために、寄附者へのお礼品として贈呈する商品やサービスを発送することに協力いただける事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

2 協力事業者の要件

下記の要件に全て適合していること。ただし、本町が協力事業者として適当でないと認めた場合は参加できないことがあります。

- (1) 各種法、規則、条例等に沿った生産、製造を行っていること。
- (2) 申込み時に町税等の滞納がないこと。
- (3) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でない者。
- (4) 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有しており、電子メールにて連絡が取れる状態であること。

3 返礼品の要件

- (1) 総務省告示第179号第5条で定める地場産品基準に該当する商品・サービスであること。
- (2) 寄附金額に対する返礼品の調達価格の割合
ア 返礼品の額は寄附金額の3割以内（消費税及び地方消費税含む）を原則とする。ただし、送付に係る費用を含まないものとする。
- (3) 自ら生産・製造したもの以外の場合は、本町のふるさと納税の返礼品とすることについて事前に生産者、製造者等の同意を得ていること。

4 協力事業者のメリット

- (1) ふるさと納税ポータルサイトにお礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載します。
- (2) ふるさと納税パンフレット等においてお礼品の画像、商品名、事業者名を掲載します。
- (3) お礼品発送時に、自社製品等のパンフレットを同封していただくことで、自社製品の販売促進、PRが可能です。

5 申込期間

随時受付いたします。

6 申込み方法

「東神楽町ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書」（別記第1号様式）、暴力団排除に関する誓約書（別記第2号様式）に、必要事項を記入のうえご提出ください。

【提出先】

〒071-1592

上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号

東神楽町まちづくり推進課企画・広報係

TEL：0166-83-2113

Eメール：furusato@town.higashikagura.lg.jp

7 事業者の選考方法

申し込み内容や企業活動等を総合的に判断し、協力事業者に決定します。（募集要領2及び3の要件を満たしていること）

8 個人情報の保護

協力事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取り扱いについては、個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。

※寄附者の個人情報は、ふるさと納税のお礼の品の送付以外の目的で使用することができません。

ただし、商品発送の際に、パンフレット同封により改めて寄附者から協力事業者への商品申込み等で入手された個人情報は対象外です。

9 その他留意事項

- (1) 協力事業者は、あらかじめ申込みをした商品を変更・辞退する場合は、速やかに取りまとめ、町へ報告するものとします。
- (2) 協力事業者は、商品の品質等に関して、寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容については取りまとめ業者へ報告するものとします。また、品質等による保証やクレーム対応については、町は一切責任を負いません。
- (3) 町は、登録された事業者が本要領2及び3に定める要件に適合しなくなったと認める場合は、その登録を中止することがあります。